

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 各種様式における旧姓及び通称名の併記、押印原則の廃止について

<趣旨・目的及び改正等の概要>

女性活躍の推進や外国籍を有する者の教員免許状の取得の増加を受け、各種様式において氏名に加えて旧姓及び通称名を併記することが可能であることを明確化するとともに、押印の見直しを受けて省令等にて規定する教員免許状を除く各種証明書の押印原則を廃止することとした。

2. 今後のスケジュール

公布の日から施行する。なお、改正前の様式についても当分の間、これを取り繕って使用できる。